

「親事業者との取引に関する調査」に関するよくある質問

Q1 調査の目的は何ですか。

A 中小企業庁は、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）を運用しています。下請代金法を適正に運用するには、下請取引の実態を正確に把握することが必要なため、本調査を実施しています。

Q2 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A 中小企業庁は、下請代金法に基づいて親事業者も対象にして書面調査を行っており、その際、親事業者から取引先の下請事業者名簿を提出してもらっています。

今回、この下請事業者名簿から下請事業者を無作為に抽出した結果、貴社に本調査への協力を依頼することとなったものです。

Q3 当社は調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、貴社に回答義務を課しているものではありません。しかし、親事業者による下請代金法違反行為に対しては、下請事業者からの積極的な情報提供を期待することができないのが実情です。そこで中小企業庁では、積極的に違反行為の発見に努めるため、今回このような書面調査を行い、下請事業者に御協力いただいております。この点を御理解いただき是非とも御協力いただければと思います。

なお、この調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた内容につきましては、秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用しませんので、ありのままの事実を回答してください。

Q4 当社は過去にも調査対象に選ばれていますが、今後も選ばれるのですか。

A 中小企業庁は、下請代金法に基づいて親事業者を対象に書面調査を行っております。その際、親事業者から、取引先の下請事業者名簿を提出してもらっています。この下請事業者名簿から無作為に調査対象を抽出しておりますので、今後も貴社に本調査への御協力を御願いすることがあると思います。

Q5 封筒のラベルに印字されている社名（又は住所）が当社の社名（又は住所）と異なります。

A 「貴社の概要」に正しい社名（又は住所）を記載し、その後、各設問に御回答ください。

Q6 調査票が複数届きました。

【同じ事業者が指定された調査票が複数届いた場合】

A 1通のみ御回答ください。（御回答いただいたもの以外は、貴社において廃棄してください。）

【異なる親事業者が指定された調査票が複数届いた場合】

A 御協力いただける範囲で全ての調査票に御回答ください。

Q7 当社が回答用紙で指定された親事業者と取引をしていることをどのようにして把握したのですか。

A Q2の回答のとおり、親事業者から、下請事業者名簿を提出してもらっているためです。

Q8 調査に回答したことや回答内容が親事業者に知られることはありませんか。

A この調査に御協力いただいたこと及び回答の内容については秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用しません。
したがって、本調査に回答することで貴社に不利益が及ぶことはありません。

Q9 当社は、既に解散（又は倒産等）しています。

A 調査票一式を廃棄してください。中小企業庁への連絡も不要です。

Q10 当社の資本金は3億円を超えています。

A 調査票一式を廃棄してください。中小企業庁への連絡も不要です。

Q11 指定された親事業者は（解散、吸収合併された等により）存在しません。

A 調査票一式を廃棄してください。中小企業庁への連絡も不要です。
ただし、調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金の支払状況、下請代金の決定方法等について問題点、疑問点等ありましたら、自由記載欄に記載し、提出してください。

Q13 指定された親事業者とは、取引したことがありません。

A 調査票一式を廃棄してください。中小企業庁への連絡も不要です。
ただし、調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金の支払状況、下請代金の決定方法等について問題点、疑問点等ありましたら、自由記載欄に記載し、提出してください。

Q14 指定された親事業者の資本金の額は当社の資本金の額以下です。

A 調査票一式を廃棄してください。中小企業庁への連絡も不要です。
ただし、調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金の支払状況、下請代金の決定方法等について問題点、疑問点等ありましたら、自由記載欄に記載し、提出してください。

Q15 インターネットを利用した回答の作成・提出とはどういうものですか。

A インターネットを利用した回答の作成・提出とはパソコンの画面から回答を入力し、電子的に提出するものです。e-Gov 電子申請システムの利用にあたっては、専用ソフトウェアのインストール等の環境構築が必要となります。
詳細は「親事業者との取引に関する調査について」の②頁「インターネットを利用した回答の提出について」を御参照ください。